

帳票レイアウトに対する調査

#	回答市	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (印字項目No.等)	意見の種類	意見内容	ご意見の理由	対応方針	構成員コメント	対応方針
30	K市	77	還付請求書（郵送）	8, 11, 12, 13	職員向けの観点	金融機関種別、口座種別等、チェックボックスで選択できるようにしてほしい	AI-OCRの活用を想定しているため。	【事務局】 AI-OCRの活用を可能にするため、金融機関種別、口座種別等についてチェックボックスで選択できるように変更する。 【確認】 印字項目Noが間違っているようなので、どの項目について、チェックボックスでの対応が必要か、正確に教えていただけますでしょうか。	(K市) 印字項目No.について訂正します。 No.12は「銀行・金庫・農協・()」の前、No.15は「本店・支店」の前、No.16、17はそれぞれ「普通・当座」の箇所にチェックボックスを希望します。	【確認】 「AI-OCRの活用」というご意見について、活用を想定しているものが、「AI-OCR」であるか、「OCR」であるか、再度確認させていただきます。
38	I市	102	督促状兼納付書（法人市民税）		その他	督促状兼納付書は督促状と納付書が一連の用紙に見受けられるが、この様式につく納付書はどのようなものを想定しているのか？ 法人市民税の納付書は地方税法施行規則で様式（三連納付書）が定められており、当該様式に領収証書は規定されている。 督促状と一体型になる場合、本帳票の右側の領収証書どういった位置づけになるのか不明である。	施行規則に納付書様式が規定されている法人市民税で、督促状と納付書が一体型の様式がどのようなものか想定できないため。 既に導入自治体があるのであれば、ご提示いただけると幸いです。	【事務局】 ご指摘の通り、納付書部分は地方税法施行規則であるため、右側の領収証書は削除する。	(E市) 事務局の方針に特に異論はありません。 (H市) 【質問】事務の効率化のため、標準化更新後の滞納整理システムから印刷する法人市民税の再発行納付書については（QRの印字も前提に）通常の納付書に法人市民税の税目を記載して使用する予定だったのですが、法的に問題があるのでしょうか？問題があるとのことでしたらキャッシュレス決済の障害になるとい理由で規制改正はできないのでしょうか？（申告納付の納付書のみを遡って、それ以外は自由にする等）	(H市向け回答) 帳票レイアウトでは、省令様式で定められている納付書を想定しているため、領収証書を削除しています。 一方、機能要件6.1.1.実装してもなくても良い機能に「法人住民税について、課税システムで定義する納付書または収納管理にて定義する納付書を選択して出力できること。」と定義しており、貴市の運用は可能と考えています。
追加意見	H市	業務フロー		7.2	その他 督促状の発送	返戻・公示送達		引き抜きした後に公示送達するもの公示送達の登録、発送後返戻があった場合の返戻・再発送又は公示送達の登録についても記載する必要があります。		【事務局】 ご意見及び受領した業務フロー案を基に事務局にて資料3の通り整理しました。 ・P1：現行の業務フローです。なお、返戻公示は共通要件で定義しているため、収納の標準仕様書としての業務フローはこのままで変更しない想定です。 ・P2：課税側で公示送達したものについて、引き抜き・公示送達の流れを想定しましたが、別の通知をもって督促状の公示送達とはならないと考えているため、本フローは採用しないこととします。 ・P3：住所変更確認は、共通要件「1.6.9 公示送達対象の異動の確認」で異動リストを出力するための問題なく運用できると考えています。 「公示送達登録の削除」機能を共通要件に追加します。 その後の再発送は現在の収納側の再発行で対応可能と想定しています。